

平成27年12月

お客さま各位

東奥信用金庫

## 法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月1日から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

法人のお客さまには、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

税務上に関するご不明な点は、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、個人のお客さま及び任意団体のお客さまにつきましては、変更ございません。

### 記

#### 1. 廃止時期

平成28年1月1日より

#### 2. 対象となる預金等

普通預金、納税準備預金（納税外の目的で払戻しをした場合のみ）、通知預金  
定期預金、定期積金

#### 3. 税率（法人の場合）

	平成27年12月31日以前	平成28年1月1日以降
国 税	15.315 %	15.315 %
地方税	5 %	廃 止

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が課されており、源泉徴収いたします。

#### 4. 源泉徴収について

##### (1) 普通預金、通知預金、納税準備預金

「平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息」より、地方税を特別徴収いたしません。

##### (2) 定期預金、定期積金

「平成28年1月1日以降の満期時および中途解約時にお支払いする預金利息」より、地方税を特別徴収いたしません。

以 上